

賃貸生活をサポートする充実の補償

ふれんず

賃貸住宅総合保険

賃貸住宅総合保険 普通保険約款・特約条項



福岡県宅建協会イメージキャラクター
「ハトふれくん」

賃貸住宅を取り巻くリスクから **5つの補償** で入居者様の暮らしをがっちりガード

家財補償

火災・漏水・盗難などで家財に損害が生じた際の補償

借家人賠償

火災、爆発、給排水設備の使用等に起因する漏水、溢水による水濡れ、その他の不測かつ突発的な事故で貸主に対して負担する損害賠償

修理費用

賃貸借契約に基づく入居者の修理費用、借用戸室内での死亡による清掃費用

遺品整理費用

被保険者が死亡した場合の遺品整理費用を補償

個人賠償

借用戸室の使用または管理に起因する不測かつ突発的な事故や日常生活に起因する事故の損害賠償責任を補償

サポート体制／事故受付のサポートは 24 時間 365 日電話・WEB にて対応

ご契約者の皆様へ

このたびは、当会社の「ふれんず賃貸住宅総合保険」をご契約いただき、ありがとうございます。

○本冊子には、保険契約の内容となる **普通保険約款と特約条項** が掲載されております。

また、保険契約について特に重要な情報をご説明しております。

○保険契約者（保険料を負担し自らの名前で保険契約を申し込まれた方）と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合には、本冊子の説明を被保険者の方にもお伝えください。

○保険契約に関して、ご不明の点やお気づきの点等がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または当会社までお問い合わせください。

○本冊子は、保険証券と同様に保険期間の終了まで保管してください。



ふれんず少額短期保険株式会社

ホームページ



目次

賃貸住宅総合保険普通保険約款		頁
第1章 用語の定義等	第1条（用語の定義）	2
	第2条（保険責任の始期および終期）	4
	第3条（被保険者の範囲）	4
第2章 家財補償条項	第4条（保険の対象の範囲）	5
	第5条（家財保険金を支払う場合）	5
	第6条（費用保険金を支払う場合）	5
	第7条（保険金を支払わない場合）	6
	第8条（家財保険金の支払額）	6
	第9条（費用保険金の支払額）	6
	第10条（費用保険金と家財保険金との関係）	7
	第11条（費用の負担）	7
	第12条（残存物および盗難品の帰属）	7
第3章 修理費用 補償条項	第13条（修理費用保険金を支払う場合 －その1）	7
	第14条（修理費用保険金を支払う場合 －その2）	7
	第15条（修理費用保険金を支払わない場合）	7
	第16条（修理費用保険金の支払額）	8
	第17条（損害防止費用および権利保全費用 の取扱い）	9
第4章 遺品整理費用 補償条項	第18条（遺品整理費用保険金を支払う場合）	9
	第19条（遺品整理費用保険金を支払わない 場合）	9
	第20条（遺品整理費用保険金の支払額）	9
	第21条（損害防止費用および権利保全行使 費用の取扱い）	9
第5章 借家人 賠償責任 補償条項	第22条（借家人賠償責任保険金を支払う 場合）	10
	第23条（借家人賠償責任保険金を支払わな い場合）	10
	第24条（損害の範囲）	10
	第25条（借家人賠償責任保険金等の支払額）	11
	第26条（先取特権）	11
第6章 個人賠償責任 補償条項	第27条（個人賠償責任保険金を支払う場合）	11
	第28条（個人賠償責任保険金を支払わない 場合）	11
	第29条（損害の範囲）	12
	第30条（個人賠償責任保険金等の支払額）	12
第7章 基本条項	第31条（準用規定）	12
	第32条（告知義務）	12
	第33条（告知義務違反による保険契約の解除）	12
	第34条（通知義務）	13
	第35条（借用戶室の用途変更による保険 契約の解除）	13
	第36条（保険契約者の住所変更）	13
	第37条（借用戶室の変更）	13
	第38条（保険契約の無効）	13
	第39条（保険契約の失効）	13
	第40条（保険契約の取消し）	13
	第41条（保険金額の調整）	13
	第42条（保険契約者による保険契約の解除）	13
	第43条（重大事由による保険契約の解除）	13
	第44条（保険契約解除の効力）	14
	第45条（保険料の返還－解除の場合）	14
	第46条（保険料の返還－無効または失効の場合）	14
	第47条（保険料の返還－取消しの場合）	14
第7章 基本条項	第48条（保険料の返還－保険金額の調整の 場合）	15
	第49条（事故発生時の義務）	15
	第50条（事故発生時の義務違反）	15
	第51条（保険金の請求）	16
	第52条（保険金の支払時期）	16
	第53条（時効）	17
	第54条（他の保険契約等がある場合の保険 金等の支払額）	17
	第55条（代位）	17
	第56条（保険金の削減払）	17
	第57条（保険料の増額または保険金額の減額）	17
	第58条（保険契約の更新）	17
別表	第59条（保険契約者または被保険者が複数 の場合の取扱い）	18
	第60条（訴訟の提起）	18
	第61条（準拠法）	18
別表 他の保険契約等がある場合の保険金等 の支払限度額		18
特約条項		頁
保険料の口座 振替に関する 特約条項	第1条（用語の定義）	20
	第2条（特約条項の不適用）	20
	第3条（保険料の払込み）	20
	第4条（保険料領収前の保険金支払い）	20
	第5条（保険料不払の場合の保険契約の解除）	20
	第6条（準用規定）	20
保険料の クレジット カード支払い に関する 特約条項	第1条（用語の定義）	21
	第2条（特約条項の不適用）	21
	第3条（保険料の払込み）	21
	第4条（保険料不払の場合の保険契約の解除）	21
	第5条（保険料の返還の特則）	21
	第6条（準用規定）	21
保険料の コンビニ エンス払いに 関する 特約条項	第1条（用語の定義）	21
	第2条（特約条項の不適用）	21
	第3条（保険料の払込み）	22
	第4条（保険料不払の場合の保険契約の解除）	22
	第5条（保険料の返還の特則）	22
	第6条（準用規定）	22
保険料の ペイジー払い に関する 特約条項	第1条（用語の定義）	22
	第2条（特約条項の不適用）	22
	第3条（保険料の払込み）	22
	第4条（保険料不払の場合の保険契約の解除）	22
	第5条（保険料の返還の特則）	22
	第6条（準用規定）	22
保証業者扱 特約条項	第1条（用語の定義）	23
	第2条（特約条項の不適用）	23
	第3条（保険料の払込み）	23
	第4条（保険契約の解約）	23
	第5条（集金不能となった場合の保険料の払込み）	23
	第6条（保険契約更新時の取扱い）	23
	第7条（準用規定）	23
法人等契約の 被保険者に 関する 特約条項	第1条（用語の定義）	24
	第2条（特約条項の不適用）	24
	第3条（保険料の払込み）	24
	第4条（保険契約の解約）	24
保険証券発行 および保険更新証 省略に関する 特約条項	第1条（この特約の適用条件）	24
	第2条（保険証券の不発行）	24
	第3条（準用規定）	24

第1章 用語の定義等

第1条（用語の定義）

この約款において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語			説 明
い	いっすい	溢水	水が溢れることをいいます。
	いひんせいり	遺品整理	死亡した被保険者が借戸室内に残置した物品を整理、撤去、廃棄することをいいます。
か	かいじょ	解除	当会社からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	かざい	家財	生活用動産をいい、業務（注）の用にのみ供されるものを除きます。 （注）業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務、これに付随する業務を含みません。
	かしぬし	貸主	借用住宅の貸主をいい、転貸人を含みます。
	かんとくぎむしゃとう	監督義務者等	被保険者を監督する義務がある者またはその者に代わって被保険者を監督する者をいいます。
き	ききんぞく・ほうせき・びじゅつひんとう	貴金属・宝石・美術品等	貴金属、時計、カメラ、楽器、バッグ、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
	きゅうはいすいせつび	給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
け	げんどうきつきじてんしゃ	原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
こ	こくちじこう	告知事項	危険（注1）に関する重要な事項（注2）およびこの保険契約の引受範囲（注3）の認定に必要な事項のうち、保険契約申込書等（注4）の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 （注1）損害発生の可能性をいいます。 （注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。 （注3）当会社が引受けできる保険契約の範囲に関する事項で、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。 （注4）保険契約申込書の他、電磁的方法により当会社に対し契約意思の表示をする場合を含みます。
さ	さいしゅとくかがく	再取得価額	損害が発生した時の発生した場所において、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。
	さーびすつきこうれいしゃじゅうたく	サービス付き高齢者住宅	60歳以上の者または要介護認定もしくは要支援認定を受けている者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他のこれらの者が日常生活を営むために必要な福祉サービスをこれらの者に提供する住宅をいいます。
	ざんぞんぶつとりかたづけひよう	残存物取片付け費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用で、取り壊し費用、取片付け清掃費用および搬出費用をいいます。
し	しきち	敷地	囲いの有無を問わず、借戸室の属する建物が所在する場所およびこれに連続する土地をいいます。公道、河川等が介在していても敷地は中断することなく、これを連続した土地とみなします。なお、保険証券記載の建物が共同住宅である場合には、その共用部分を含み、第三者が占有する戸室を除きます。
	しっこう	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	じどうしゃ	自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含まません。
	しゃくようこしつ	借戸室	保険証券記載の建物または戸室をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。一の戸室（注）が、被保険者を含め複数の者が共同で使用または管理する形態の賃貸借契約等の対象である場合については、被保険者以外の者の専用使用部分を除き、その戸室（注）全体を借戸室として取り扱います。 （注）一の建物内に複数の構造上区分され独立して居住の用に供することができるものがあるときのその各部分をいいます。また、長屋造建物または共同住宅でない建物については、その建物とします。

用 語			説 明
し	しんぞく	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。この場合において、「配偶者」には戸籍上の性別の異同を問わず婚姻の届出をしていない状態で婚姻関係と異なる程度の実質を備えた場合を含みます。
す	すいさい	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
せ	せっさい	雪災	豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
そ	そうらんおよびこれに類 じのしゅうだんこうどう	騒乱およびこれに類似 の集団行動	群集または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	そんかい	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
	そんがい	損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象に発生した損害を含みます。
	そんがいきんとう	損害金等	レンタル福祉用具が損壊した場合にその物の賃貸借契約上の借主が負担すべき旨が規定されている金額または借主が負担すべき損害賠償金をいいます。
た	たのほけんけいやくとう	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	ちんたいしゃくけいやくとう	賃貸借契約等	建物または戸室を使用するための契約をいいます。賃貸借契約またはこれに類する契約で建物または戸室に対する専用使用権および使用の対価に関する約定のあるものをいいます。
て	てんきよさきのちんたいしゃく けいやくとうにひつような ひよう	転居先の賃貸借契約 等に必要な費用	転居先の賃貸借契約等の締結に際して、被保険者が負担する費用であって、その際に貸主または賃貸借契約等の代理もしくは媒介を行う者に対して支出する費用（注）をいいます。ただし、敷金、保証金等返還が予定されているものまたは家賃、共益費、保険料、保証料等賃貸借契約等に基づく転居先使用開始後の役務の対価であることが明らかなものを除きます。 （注）礼金、仲介手数料、防虫費用、駆虫費用、消毒費用等をいいます。
	でんじてきほうほう	電磁的方法	電子的、電磁的、光学的またはその他の方法により、情報処理機器（コンピュータ、スマートフォン、タブレット等）を用いて、データの送受信または情報の記録・処理を行う手段をいいます。電子メール、PDFファイル、インターネット上の専用ページ等であり、フロッピーディスク、CD-ROM、USBメモリなどは、別に真正性・本人性の確認の要件を満たす必要があるため対象としていません。
と	とうなん	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	とくやく	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
	とりつけがらす	取付けガラス	借用戶室に取り付けられた板ガラスをいい、ガラスに付属する枠、とつて等を含み、鏡を含みません。
は	はいぐうしゃ	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	はれつまたはばくはつ	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	ひさいてんきよひよう	被災転居費用	転居先の賃貸借契約等に必要な費用および転居先への引越し費用をいいます。
	ひっこしひよう	引越し費用	転居先への家財の運送に要した費用および運送に際して要した家財の一時保管費用をいいます。
	ひほけんしゃ	被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。
	ひようほけんきん	費用保険金	残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、臨時宿泊費用保険金、被災転居費用保険金、盗難転居費用保険金、ドアロック交換費用保険金をいいます。
ふ	ふつうほけんやっかん	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
	ふうさい	風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。

用 語			説 明
ほ	ぼうどう	暴動	群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	ほうりつじょうのそんがいばいしょうせきにん	法律上の損害賠償責任	民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	ほけんきかん	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	ほけんきんがく	保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。なお、事故の種類によっては、保険金額以外の限度額が適用されることがあります。
	ほけんけいやくしゃ	保険契約者	保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
	ほけんのたいしょう	保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
	ほけんりょう	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当会社に払い込むべき金銭をいいます。
む	むこう	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
ゆ	ゆうりょうろうじんほーむ	有料老人ホーム	老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に規定する有料老人ホームをいいます。
	ゆかうえしんすい	床上浸水	居住の用に供する部分の床（注）を超える浸水をいいます。 （注）畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
よ	よちよきんしょうしょ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
り	りんじしゅくはくひょう	臨時宿泊費用	一時的に有料宿泊施設を利用した場合の宿泊費用をいいます。
れ	れんたるふくしょうぐ	レンタル福祉用具	被保険者が貸与を受けている生活用具である動産のうち、要介護者等（注 1）である被保険者の日常生活上の便宜を図るための用具および機能訓練のための用具ならびに補装具（注 2）をいいます。 （注 1）介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する要介護者または要支援者をいいます。 （注 2）車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器等を含みます。

第 2 条（保険責任の始期および終期）

- （ 1 ）当会社の保険責任は、保険期間の開始日の 0 時に始まり、満了日の 2 4 時に終わります。
（ 2 ）（ 1 ）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
（ 3 ）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第 3 条（被保険者の範囲）

- この保険契約における被保険者は、次の者をいいます。
① 保険証券記載の被保険者
② 借戸室に保険証券記載の被保険者と同居する者

第2章 家財補償条項

第4条（保険の対象の範囲）

- （1）この補償条項における保険の対象は、被保険者が所有する家財で、借戸室に収容されるものとします。ただし、次に掲げるものは、借戸室に収容されているものとみなします。第7条（保険金を支払わない場合）（1）③においても同様とします。
 - ① 借戸室に付属する専用駐輪場または借戸室が一戸建の場合の敷地内の自転車および原動機付自転車、電動キックボード
 - ② エアコンの室外機
 - ③ 借戸室に付属する洗濯機置場の洗濯機
 - ④ 借戸室が属する敷地内の洗濯物、衣服および布団その他これらに類するもの
- （2）借戸室がサービス付き高齢者住宅または有料老人ホームに該当する場合には、レンタル福祉用具で借戸室に収容されるものを保険の対象に含みます。また、敷地内の建物内において被保険者が携行または保管しているものは、借戸室に収容されていたものとみなします。
- （3）次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。
 - ① 船舶（注1）、航空機（注2）、自動車、自動三輪車、自動二輪車
 - ② 現金、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、小切手、有価証券、印紙、切手、乗車券、定期券、商品券、チケット類、商品その他これらに類するもの
 - ③ 業務の目的のみに使用される動産
 - ④ 貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の再取得価額が30万円を超えるもの
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
 - ⑦ 動物および植物

（注1）ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

（注2）飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます）、ジャイロプレーンをいいます。
- （4）（3）の規定にかかわらず、（3）②の現金もしくは預貯金証書または④に掲げるものに盗難による損害が生じたときは、生活用のものに限り、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう保険の対象の再取得価額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第5条（家財保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害（注1）に対して、この約款に従い、家財保険金を支払います。
 - ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発
 - ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、雹災、雪災または水災による損害を除きます。
 - ⑤ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、雹災、雪災もしくは水災による損害または排水設備自体に生じた損害を除きます。
 - ⑥ 騒乱およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
 - ⑦ 盗難。ただし、（2）に定める損害を除きます。
 - ⑧ 風災、雹災または雪災。雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部がこれらの事故によって直接破損したために生じた場合に限り、（2）に定める損害を除きます。
 - ⑨ 水災。ただし、当会社が家財保険金を支払うのは、次のいずれかの状態となった場合に限り、（2）に定める損害を除きます。
 - ア 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合
 - イ 保険の対象を収容する建物が床上浸水（注2）または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合

（注1）消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

（注2）床上浸水とは、居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
- （2）当会社は、借戸室内における現金または預貯金証書の盗難によって損害が生じた場合は、その損害に対して、この約款に従い、家財保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。
 - ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
 - ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと

第6条（費用保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、家財保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象に係る保険証券記載の被保険者が支出した残存物取片付け費用に対して、この約款に従い、残存物取片付け費用保険金を支払います。
- （2）当会社は、被保険者の借戸室から発生した火災、破裂または爆発によって家財保険金が支払われる場合において、その事故により第三者の所有物に滅失、損傷または汚損（注）が生じたときに、それによって生ずる保険証券記載の被保険者の見舞金等の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

（注）煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- （3）当会社は、第5条（家財保険金を支払う場合）（1）に規定する事故によって借戸室が属する建物が損害を受け、飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備もしくは生活用通路の使用不能の結果として借戸室に居住することができなくなったため、被保険者が支出した臨時宿泊費用に対して、この約款に従い、臨時宿泊費用保険金を支払います。ただし、借戸室が事故発生直前の状態に復旧されるまでの間の宿泊費用に限り、（2）に定める損害を除きます。
- （4）当会社は、第5条（家財保険金を支払う場合）（1）に規定する事故（注1）によって借戸室が属する建物が損害を受け、借戸室または借戸室が属する建物につき半損以上の損害（注2）が生じたため、借戸室に居住できなくなった結果として保険証券記載の被保

険者が支出した被災転居費用に対して、この約款に従い、被災転居費用保険金を支払います。

(注1) ⑦盗難を除きます。

(注2) 主要構造部の損害の額が再取得価額の20%以上である損害または焼失もしくは流失した部分の床面積の借用戸室または借用戸室が属する建物の床面積に対する割合が20%以上である損害が生じたことをいいます。

- (5) 当会社は、第5条（家財保険金を支払う場合）(1)の⑦および(2)に規定する事故によって保険金が支払われる場合で、保険証券記載の被保険者が当該借用戸室の賃貸借契約等を終了して転居する場合の盗難転居費用に対して、この約款に従い、盗難転居費用保険金を支払います。ただし、借用戸室への不法侵入に限り、敷地、ベランダ、建物付属物のみへの不法侵入は除きます。
- (6) 当会社は、次のいずれかの事由により被保険者が自己の負担において借用戸室のドアロック（錠）を交換した場合は、その交換費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。
- ① 借用戸室の鍵を借用戸室外で盗取されたこと
 - ② ドアロックに対し、故意にその機能を喪失または阻害させる行為が行われ、ドアロックの機能の一部または全部が失われたこと

第7条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注）、被保険者（注）またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
 - ② ①に該当する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注）またはその者（注）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象が屋外にある間に生じた事故
- (注) 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) ①から④までの事由によって発生した第5条（家財保険金を支払う場合）(1)の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条（1）の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第8条（家財保険金の支払額）

- (1) 当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）(1)の保険金を支払うべき損害の額は、次の①または②の額とします。
- ① レンタル福祉用具以外
再取得価額によって定めた損害の額とします。
 - ② レンタル福祉用具
レンタル福祉用具の借主が負担した修理に要する費用またはその物の損壊自体に対する損害金等の額とします。
- (2) 当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）(1)の事故による家財保険金として支払う額は、損害の額とします。ただし、当会社が家財保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額を限度とします。
- (3) 貴金属・宝石・美術品等の盗難により家財保険金を支払う場合は、次に定める額を損害の額とみなし（2）の規定を適用します。
- ① 1個または1組の貴金属・宝石・美術品等の損害の額が30万円を超える場合30万円
 - ② 1回の事故における貴金属・宝石・美術品等の損害の額（注）の合計額が100万円を超える場合100万円
- (注) ①の規定を適用した後の額とします。
- (4) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は（1）の損害の額に含まれるものとします。
- (5) 被保険者が2名以上ある場合において、支払う保険金額は、それぞれの被保険者の保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額とします。
- (6) 当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）(2)の損害による家財保険金として支払う額は、その損害の額とし、1回の事故につき次に掲げる額を限度とします。
- ① 現金の盗難30万円
 - ② 預貯金証書の盗難300万円

第9条（費用保険金の支払額）

- (1) 当会社が第6条（費用保険金を支払う場合）(1)の残存物取片付け費用保険金として支払う額は、残存物取片付け費用の実費とします。ただし、1回の事故につき家財保険金の10%を限度とします。
- (2) 当会社が第6条（費用保険金を支払う場合）(2)の失火見舞費用保険金として支払う額は、被災世帯（注）の数に10万円を乗じて得た額とします。ただし、1回の事故につき家財保険金額の20%を限度とします。
- (注) 第6条（費用保険金を支払う場合）(2)の損害が生じた世帯または法人をいいます。
- (3) 当会社が第6条（費用保険金を支払う場合）(3)の臨時宿泊費用保険金として支払う額は、臨時宿泊費用の実費とします。ただし、1室1泊につき3万円かつ14泊までとし、1回の事故につき40万円を限度とします。
- (4) 当会社が第6条（費用保険金を支払う場合）(4)の被災転居費用保険金として支払う額は、被災転居費用の実費とします。ただし、1回の事故につき次の①または②ごとに20万円、合計で40万円を限度とします。
- ① 転居先の賃貸借契約等に必要な費用
 - ② 転居先への引越し費用
- (5) 当会社が第6条（費用保険金を支払う場合）(5)の盗難転居費用保険金として支払う額は、盗難転居費用の実費とします。ただし、1回の事故につき次の①または②ごとに20万円、合計で40万円を限度とします。
- ① 転居先の賃貸借契約等に必要な費用
 - ② 転居先への引越し費用

- (6) 当会社が第6条（費用保険金を支払う場合）（6）のドアロック交換費用保険金として支払う額はドアロック交換費用の実費とします。ただし、1回の事故につき3万円を限度とします。

第10条（費用保険金と家財保険金との関係）

- (1) 当会社は、費用保険金と家財保険金との合計額が家財保険金額を超える場合でも、費用保険金を支払います。
(2) 当会社は、1回の事故につき家財保険金、費用保険金、修理費用保険金、遺品整理費用保険金の合計で1,000万円の保険金額を限度とします。

第11条（費用の負担）

- (1) 当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）（1）①から③までのいずれかの事故により同条（1）の家財保険金または第6条（費用保険金を支払う場合）（1）および（2）の費用保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が必要または有益な費用を支出したときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。
① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注1）の修理費用または再取得費用
③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注2）
（注1）消火活動に従事した者の着用物を含みます。
（注2）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。
(2) (1)に規定する場合を除き、当会社が保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した費用は、当会社は、これを負担しません。
(3) 当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者または被保険者が、第49条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要な費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。

第12条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が家財保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
(2) 盗取された保険の対象について、当会社が家財保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第8条（家財保険金の支払額）（4）の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
(3) 盗取された保険の対象について、当会社が家財保険金を支払った場合は、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は、家財保険金の額のその再取得価額に対する割合によって、当会社に移転します。
(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた家財保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
（注）第8条（家財保険金の支払額）（4）の費用に対する家財保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第3章 修理費用補償条項

第13条（修理費用保険金を支払う場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的（注1）に、自己の負担においてこれを修理したときは、その修理費用（注2）に対して、この約款に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、第22条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。
① 借戸室に第5条（家財保険金を支払う場合）（1）の事故による損害が生じた場合
② 借戸室専用水道管（注3）に凍結による損害（注4）が生じた場合
③ 取付けガラス（注5）に第5条（家財保険金を支払う場合）（1）以外の不測かつ突発的な事故による損害が生じた場合
④ 次の設備に第5条（家財保険金を支払う場合）（1）以外の不測かつ突発的な事故による損害が生じた場合
洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属物
（注1）被保険者による修理が可能となった時から、7日間以内に修理に着手しなかったものは、急迫の事情がなかったものと推定します。
（注2）借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生直前の状態を超える修理については、その超える部分に対応する費用を除きます。
（注3）水道管に接続された機器・装置内の水管を含みます。
（注4）パッキンのみに生じた損壊を除きます。
（注5）室内の取付けガラスを含みます。

第14条（修理費用保険金を支払う場合－その2）

- (1) 当会社は、被保険者が借戸室内で死亡したことによって借戸室が損害を受けた場合において、その被保険者に代わって借戸室を修理すべき者（注1）が自己の負担においてこれを修理したときは、その修理費用（注2）に対して、この約款に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、第22条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。
（注1）被保険者の法定相続人および相続財産管理人を含みます。
（注2）借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生直前の状態を超える修理については、その超える部分に対応する費用を除きます。
(2) (1)の場合において、事故は、被保険者が死亡した時に発生したものとして第2条（保険責任の始期および終期）の規定を適用します。

第15条（修理費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた修理費用に対しては、第13条（修理費用保険金を支払う場合－その1）または第14条（修理費用保険金を支払う場合－その2）の修理費用保険金を支払いません。
① 保険契約者（注1）、被保険者（注1）、借戸室の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（注2）

- ② ①に該当する者以外の者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注１）またはその者（注１）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （注１）法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２）被保険者については、第１４条（修理費用保険金を支払う場合－その２）の修理費用保険金の場合は、修理費用発生についての故意に限るものとします。
- （注３）使用済燃料を含みます。
- （注４）原子核分裂生成物を含みます。
- （２）当会社は、次のいずれかに該当する修理費用に対しては、第１３条（修理費用保険金を支払う場合－その１）の修理費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者が借戸室を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
- ② 被保険者が借戸室を貸主に明け渡した後に発見された借戸室の損壊に対する修理費用
- （３）当会社は、次に掲げる物に対する修理費用に対しては、第１３条（修理費用保険金を支払う場合－その１）または第１４条（修理費用保険金を支払う場合－その２）の修理費用保険金を支払いません。
- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段の建物の主要構造部（注）
- ② 借戸室に設置された感知器類
- ③ 玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の借戸室が属する建物において共同の利用に供される物
- ④ 借戸室が属する建物の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備その他これらに類する物
- （注）建物の主要構造部には、内装仕上面を含みません。
- （４）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対する修理費用に対しては、第１３条（修理費用保険金を支払う場合－その１）（１）の③または④の修理費用保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。
- ② 欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはその物を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害を除きます。
- ③ 自然の消耗もしくは劣化（注１）または性質による変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ④ 加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑤ すり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷またはこれらのものの汚損（注２）であって、これらのものの機能に支障をきたさない損害
- ⑥ 電氣的または機械的事故によって生じた損害
- ⑦ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑧ 土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害
- ⑨ 電球、蛍光灯等の管球類のみに生じた損害
- ⑩ 不注意による廃棄によって生じた損害
- （注１）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- （注２）落書きによる汚損を含みます。

第16条（修理費用保険金の支払額）

- （１）当会社は、１回の事故につき下表の額を限度として、第１３条（修理費用保険金を支払う場合－その１）の（１）または第１４条（修理費用保険金を支払う場合－その２）の修理費用の額を修理費用保険金として支払います。

区 分	損 害 の 額 等	限 度 額
第13条（１）①の場合	借戸室の修理費用の額	100万円
第13条（１）②の場合	借戸室専用水道管の凍結修理費用の額	30万円
第13条（１）③の場合	取付けガラスの修理費用の額	100万円（注）
第13条（１）④の場合	第１３条（１）④の修理費用保険金を支払うべき損害が生じた物の修理費用の額から１回の事故につき１万円を差し引いて得た額	100万円（注）
第14条（１）	借戸室内での死亡事故による修理費用の額	50万円

（注）１回の事故において第１３条（修理費用保険金を支払う場合－その１）の（１）の③および④の双方に該当する場合には、上表の損害の額の合計額に対して、限度額を適用します。

第17条（損害防止費用および権利保全行使費用の取扱い）

- （１）当会社が第13条（修理費用保険金を支払う場合－その１）または第14条（修理費用保険金を支払う場合－その２）の修理費用保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した費用は、当会社は、これを負担しません。
- （２）当会社が第13条（修理費用保険金を支払う場合－その１）または第14条（修理費用保険金を支払う場合－その２）の修理費用保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者または被保険者が、第49条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要な費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。

第4章 遺品整理費用補償条項

第18条（遺品整理費用保険金を支払う場合）

- （１）当会社は、被保険者の死亡後、借戸室の賃貸借契約等が終了する場合において、次のいずれかに該当するときに、その遺品整理費用（注１）に対して、この約款に従い、遺品整理費用保険金を支払います。
 - ① 死亡した被保険者に代わって遺品整理を行うべき者（注２）が遺品整理のための費用を支出したとき
 - ② 賃貸借契約等に基づく明け渡し義務が履行されず、貸主がその履行を被保険者（注３）または被保険者に代わって明け渡し義務を履行すべき者に請求できるとき（注４）
- （注１）借戸室を貸主に明け渡し可能な状態に復するために遺品を整理、廃棄、売却または運送するために必要な費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う一時的な保管のための費用に限り含まれます。
- （注２）被保険者の法定相続人、保証人および相続財産管理人ならびに借戸室の賃貸借契約等において残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者を含みます。
- （注３）被保険者の相続人を含みます。
- （注４）賃貸借契約等または民法等の法令に基づき請求ができる場合をいいます。
- （２）（１）の場合において、借戸室の賃貸借契約等の終了は、被保険者が死亡した時に発生したものと第2条（保険責任の始期および終期）の規定を適用します。
- （３）遺品整理費用保険金の請求権の発生は、第51条（保険金の請求）（１）③のとおり、被保険者が死亡した時になります。

第19条（遺品整理費用保険金を支払わない場合）

- （１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた遺品整理費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注１）、被保険者（注１）、借戸室の貸主（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（注２）
 - ② ①に該当する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注１）またはその者（注１）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （注１）法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２）被保険者については、遺品整理費用発生についての故意に限るものとします。
- （注３）使用済燃料を含みます。
- （注４）原子核分裂生成物を含みます。

第20条（遺品整理費用保険金の支払額）

当会社は、１回の事故につき５０万円を限度として、第18条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用の額を費用保険金として支払います。

第21条（損害防止費用および権利保全行使費用の取扱い）

- （１）当会社が第18条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者、被保険者（注１）、死亡した被保険者に代わって遺品整理を行うべき者（注２）、被保険者に代わって明け渡し義務を履行すべき者が支出した費用は、当会社は、これを負担しません。
- （２）当会社が第18条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者、被保険者（注１）、死亡した被保険者に代わって遺品整理を行うべき者（注２）、被保険者に代わって明け渡し義務を履行すべき者が、第7章基本条項第49条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要な費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。
- （注１）被保険者の相続人を含みます。
- （注２）被保険者の法定相続人、保証人および相続財産管理人ならびに借戸室の賃貸借契約等において残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者を含みます。

第22条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により、借戸室が損壊した場合において、被保険者が借戸室の使用または管理についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この約款に従い、借家人賠償責任保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水または溢水による水濡れ
- ④ 上記以外の不測かつ突発的な事故で貸主に対して負担する損害賠償

第23条（借家人賠償責任保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 被保険者の心神喪失または指図
- ③ 借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。
- ⑩ 欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはその物を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害を除きます。
- ⑪ 自然の消耗もしくは劣化（注4）または性質による変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ⑫ 加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑬ すり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷またはこれらのものの汚損（注5）であって、これらのものの機能に支障をきたさない損害
- ⑭ 電氣的または機械的事故によって生じた損害
- ⑮ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑯ 土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害
- ⑰ 電球、蛍光灯等の管球類のみに生じた損害
- ⑱ 不注意による廃棄によって生じた損害
- ⑲ 建物等（注6）に対する風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み（注7）またはこれらのものの漏入（注8）によって発生した損壊

（注1）法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

（注4）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

（注5）落書きによる汚損を含みます。

（注6）建物等とは、建物、建具、建物付属設備、屋外設備、門、塀、垣または付属建物をいいます。

（注7）吹込みとは、窓・戸等、建物等（注6）の開口部から入り込むことをいいます。

（注8）漏入とは、屋根・壁等、建物等（注6）の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。

（2）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が借戸室を貸主に明け渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

第24条（損害の範囲）

（1）当会社が第22条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金として支払うべき損害は、被保険者が借戸室の貸主に支払うべき損害賠償金（注）とします。

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。

（2）当会社が第22条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した費用は当会社は、これを負担しません。

（3）当会社が第22条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者または被保険者が、下表に掲げる費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。

名 称	内 容
a. 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要な費用
b. 示談交渉費用	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に必要な費用
c. 権利保全行使費用	第49条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要とした費用
d. 協力費用	第49条（事故発生時の義務）⑩に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために必要とした費用

第25条（借家人賠償責任保険金等の支払額）

- （1）当会社は、賠償責任保険金額（注）を限度として、第24条（損害の範囲）（1）（3）の損害賠償金の額を借家人賠償責任保険金として支払います。
- （2）第22条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）④の損害賠償金は、免責3千円を除き、100万円を限度に支払います。
- （3）当会社が1回の事故につき支払う保険金は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金を合計して賠償責任保険金額（注）を限度とします。なお、支払うべき借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金の合計額が賠償責任保険金額（注）を超える場合は、個別の保険金額をそれぞれ個人賠償責任保険金がないものとして算出した借家人賠償責任保険金額、および借家人賠償責任保険金がないものとして算出した個人賠償責任保険金額で按分し、その按分後の金額を賠償責任保険金額とみなして支払います。

（注）1,000万円

第26条（先取特権）

- （1）貸主は、被保険者の当会社に対する借家人賠償責任保険金の請求権について先取特権を有します。
- （2）当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、借家人賠償責任保険金を支払うものとします。
 - ① 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、貸主に支払う場合
 - ③ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、貸主が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、貸主に支払う場合
 - ④ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に借家人賠償責任保険金を支払うことを貸主が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、貸主が承諾した金額を限度とします。
- （3）借家人賠償責任保険金の請求権は、貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、この請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して借家人賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第6章 個人賠償責任補償条項

第27条（個人賠償責任保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内での次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対してこの約款に従い、個人賠償責任保険金を支払います。

- ① 借用戸室の使用または管理に起因する事故
 - ② 被保険者の日常生活（注）に起因する事故
- （注）借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第28条（個人賠償責任保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故
 - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）使用済燃料を含みます。
（注3）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 借主である被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人（注1）が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任

- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物（注２）の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶、車両（注３）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 排気（注４）または廃棄物によって生じた損害賠償責任
 - ⑪ 給排水管、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任
- （注１）家事使用人を除きます。
- （注２）受託品を含みます。
- （注３）自転車を除きます。
- （注４）煙を含みます。

第29条（損害の範囲）

- （１）当会社が第２７条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金として支払うべき損害は、被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（注）とします。
- （注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。
- （２）当会社が第２７条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が必要または有益な費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。
- （３）当会社が第２７条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。
- ① 次の表に掲げる費用

名 称	内 容
a. 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
b. 示談交渉費用	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に必要とした費用
c. 権利保全行使費用	第４９条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要とした費用
d. 協力費用	第４９条（事故発生時の義務）⑩に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために必要とした費用

② 緊急措置費用（注）

（注）損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用。

第30条（個人賠償責任保険金等の支払額）

- （１）当会社は、賠償責任保険金額（注）を限度として、第２９条（損害の範囲）（１）（２）（３）の損害賠償金の額を個人賠償責任保険金として支払います。
- （２）当会社が１回の事故につき支払う保険金は、個人賠償責任保険金および借家人賠償責任保険金を合計して賠償責任保険金額（注）を限度とします。なお、支払うべき個人賠償責任保険金と借家人賠償責任保険金の合計額が賠償責任保険金額（注）を超える場合は、個別の保険金額をそれぞれ借家人賠償責任保険金がないものとして算出した個人賠償責任保険金額、および個人賠償責任保険金がないものとして算出した借家人賠償責任保険金額で按分し、その按分後の金額を賠償責任保険金額とみなして支払います。
- （注）１,０００万円

第31条（準用規定）

第２６条（先取特権）の規定は第２７条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金について準用します。この場合において、第２６条（先取特権）の規定中「貸主」とあるのは「損害賠償請求権者」と読み替えるものとします。

第7章 基本条項

第32条（告知義務）

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第33条（告知義務違反による保険契約の解除）

- （１）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面または電磁的方法による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （２）（１）の規定に基づく当会社の解除権は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ①（１）に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、（１）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面または電磁的方法をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結の時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることや妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることや勧めた場合を含みます。

(3) (1)の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第44条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

第34条(通知義務)

保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面または電磁的方法においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

第35条(借戸室の用途変更による保険契約の解除)

(1) 保険契約締結の後、借戸室の用途が賃貸借契約等の対象となっている居住用戸室でなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面または電磁的方法による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第44条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第36条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の保険契約者の住所を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に対する書面または電磁的方法により通知しなければなりません。

第37条(借戸室の変更)

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面または電磁的方法による通知および当会社の承認をもって、借戸室を変更することができます。ただし、変更後の借戸室の用途が賃貸借契約等の対象となっている居住用戸室である場合に限り、適用します。

(2) (1)の規定に基づいて当会社がこの保険契約における借戸室の変更を承認する場合、一時的に新住所および旧住所の2か所に保険の対象が存在する場合は、次のいずれか早い時まで、2か所の保険の対象を補償します。ただし、その場合の新住所および旧住所の保険金額の合計は、保険証券記載(注)の保険金額を限度とします。

① 当会社が借戸室の変更を承認してから30日を経過した時

② 変更前の借戸室に関する賃貸借契約等が終了した時

(注) 保険更新証を含みます。

第38条(保険契約の無効)

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または保険契約者以外の者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) 保険契約者または被保険者が、損害保険契約の締結前に発生した保険事故による損害をてん補させる目的をもって、当該保険事故が既に発生していることを知りながら締結した保険契約は無効とします。ただし、当会社が当該保険事故の発生を知って当該保険契約の申込みまたはその承諾をした場合には、この限りではありません。

第39条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、借戸室に係る賃貸借契約等が終了した場合は、終了した時にこの保険契約は効力を失います。

第40条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面または電磁的方法による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第41条(保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、家財保険金額が保険の対象の再取得価額を超えていたことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の再取得価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、家財保険金額について、減少後の保険の対象の再取得価額に至るまでの減額を請求することができます。

第42条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第43条(重大事由による保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面または電磁的方法による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- （注）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- （2）当会社は、被保険者が（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面および電磁的方法による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
 - （3）（1）または（2）の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第44条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - （4）保険契約者または被保険者が（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
 - ①（1）③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ②（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第44条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第45条（保険料の返還－解除の場合）

- （1）第42条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式より算出した額を返還します。
 - ① 一括払いの場合
返還保険料＝
（保険料－当会社の定める契約初期費用（注1））×（保険期間（月数）－保険期間開始日から解除日までの月数（注2））÷保険期間（月数）
 - ② 月払いの場合
保険契約を解除した場合においても、次の算式による額に達するまで、保険料の支払いを要するものとし、既に支払った額が次の算式による額を超えるときは、その超える額を返還するものとします。
保険契約者が支払うべき保険料＝
この保険契約において支払うことを約定した保険料の総額 × 保険期間開始日から解除日までの月数（注2）÷保険期間（月数）
 - ③ ①または②の計算結果において、10円未満の端数がある場合には円位を四捨五入して10円単位とします
（注1）契約初期費用とは、契約を結ぶ際に発生する事務作業に関連する費用のことです。当会社は契約初期費用として2,000円を定めています。
（注2）月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。
- （2）第33条（告知義務違反による保険契約の解除）（1）、第35条（借戸室の用途変更による保険契約の解除）（1）または第43条（重大事由による保険契約の解除）（1）もしくは（2）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。
 - ① 一括払いの場合
返還保険料＝
（保険料－当会社の定める契約初期費用（注1））×（保険期間（月数）－保険期間開始日から解除日までの月数（注2））÷保険期間（月数）
 - ② 月払いの場合
保険契約を解除した場合においても、次の算式による額に達するまで、保険料の支払いを要するものとし、既に支払った額が次の算式による額を超えるときは、その超える額を返還するものとします。
保険契約者が支払うべき保険料＝
この保険契約において支払うことを約定した保険料の総額 × 保険期間開始日から解除日までの月数（注2）÷保険期間（月数）
 - ③ ①または②の計算結果において、10円未満の端数がある場合には円位を四捨五入して10円単位とします
（注1）契約初期費用とは、契約を結ぶ際に発生する事務作業に関連する費用のことです。当会社は契約初期費用として2,000円を定めています。
（注2）月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。

第46条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- （1）第38条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- （2）第39条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となる場合には、当会社は、第45条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定を準用して保険料を返還します。この場合において、同条（1）の規定中「解除日」とあるのは「失効日」と読み替えるものとします。

第47条（保険料の返還－取消しの場合）

第40条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第48条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- （１）第４１条（保険金額の調整）（１）の規定により、保険契約者が保険契約を取消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、この保険契約の保険料と取消後の保険契約に適用される保険料との差額を返還します。
- （２）第４１条（保険金額の調整）（２）の規定により、保険契約者が家財保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。
- ① 一括払いの場合
返還保険料＝
（変更前の保険料－変更後の保険料）×（保険期間（月数）－保険期間開始日から請求日までの月数（注））÷保険期間（月数）
- ② 月払いの場合
契約変更された月の翌月以降、変更後の月保険料を領収します。
- ③ ①または②の計算結果において、１０円未満の端数がある場合には円位を四捨五入して１０円単位とします。
（注）月数の計算における１か月未満の端数は、１か月に切り上げるものとします。

第49条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故または損害の発生の通知	事故または損害の発生の日時、場所および事故または損害の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故または損害の内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。 ア．事故または損害の状況 イ．事故もしくは損害の発生の日時、場所または事故もしくは損害の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ．損害賠償の請求（注１）を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容（注２）について、遅滞なく当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求（注１）についての訴訟を提起しまたは提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当てを行う場合を除きます。
⑨ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求（注１）を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑩ 調査の協力等	①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注２）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第50条（事故発生時の義務違反）

- （１）保険契約者または被保険者は、正当な理由がなく第４９条（事故発生時の義務）の規定に違反した場合は、当会社は、下表左欄の規定に対応する下表右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第49条（事故発生時の義務）の表の①	規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
② 同条の表の②から⑩まで（⑥および⑨を除きます）	他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
③ 同条の表の⑥	損害賠償責任がないと認められる額
④ 同条の表の⑨	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- （２）保険契約者または被保険者は、正当な理由がなく第４９条（事故発生時の義務）の表の③、⑦もしくは⑩に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第51条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次に定める時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 第5条（家財保険金を支払う場合）の家財保険金または第6条（費用保険金を支払う場合）の費用保険金の請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時
 - ② 第13条（修理費用保険金を支払う場合－その1）または第14条（修理費用保険金を支払う場合－その2）の修理費用保険金の請求権は、保険金支払の対象となる費用が発生した時
 - ③ 第18条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用保険金の請求権は、被保険者が死亡した時
 - ④ 第22条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金または第27条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを書面、電磁的方法または電話により当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 損害見積書またはこれに代わるべき書類
 - ③ 盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ 借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を書面、電磁的方法または電話により速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類・証拠を偽造または変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第52条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、保険の対象の再取得価額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者が第51条（保険金の請求）(2)または(3)の規定による手続きが完了した日をいいます。
- (2) (1)に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査60日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会90日
 - ③ (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（注3）180日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日
- （注1）被保険者が第51条（保険金の請求）(2)または(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法その他の法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。
- (5) 保険金の支払は、保険金請求者（注）の指定する日本国内の金融機関の口座へ振り込みます。現金等による支払は行いません。
- （注）保険金請求者とは、保険契約に基づき、保険会社に対して保険金の支払いを請求する権利を有する者をいいます。これには、保険契約者、被保険者または保険金受取人が含まれます。

第53条（時効）

- （１）保険金請求権は、第51条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- （２）保険料の支払請求権は、その支払期日の翌日から起算して1年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第54条（他の保険契約等がある場合の保険金等の支払額）

- （１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が、保険金（注２）の種類ごとに支払限度額（注３）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金（注２）として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金（注２）または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注１）
 - ② 他の保険契約等から保険金（注２）または共済金が支払われた場合
支払限度額（注３）から、他の保険契約等から既に支払われている保険金（注２）または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。
- （注１）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金（注２）または共済金の額をいいます。
- （注２）第11条（費用の負担）（１）および（３）、第17条（損害防止費用および権利保全行使費用の取扱い）（２）、第24条（損害の範囲）（３）ならびに第29条（損害の範囲）（２）および（３）の費用に係る負担金を含みます。
- （注３）別表に掲げる支払限度額をいいます。
- （２）（１）の場合において、第6条（費用保険金を支払う場合）（１）の残存物取付け費用保険金につき支払責任額（注）を算出するにあたっては、第5条（家財保険金を支払う場合）（１）の家財保険金の額は、（１）の規定を適用して算出した額とします。
- （注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第55条（代位）

- （１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第56条（保険金の削減払）

- （１）当会社は、巨大災害等が発生した結果、当会社の事業収支が著しく悪化した場合は、以下の手続きにより、保険金の削減払を行うことがあります。
 - a. 保険計理人の意見書に基づき、取締役会を招集し決議を行い、臨時株主総会を招集し、臨時株主総会決議を行う。
 - b. 臨時株主総会決議に基づき、契約変更内容を定め主務官庁に届出る。
 - c. 主務官庁の承認後、保険契約者宛てに速やかに変更内容を通知する。
- （２）（１）の削減払を行う場合は、当会社は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知を行う前に生じた事故による保険金については（１）の削減払は行いません。

第57条（保険料の増額または保険金額の減額）

- （１）当会社は、事故が当会社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、以下の手続きにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
 - a. 保険計理人の意見書に基づき、取締役会を招集し決議を行い、臨時株主総会を招集し、臨時株主総会決議を行う。
 - b. 臨時株主総会決議に基づき、契約変更内容を定め主務官庁に届出る。
 - c. 主務官庁の承認後、保険契約者宛てに速やかに変更内容を通知する。
- （２）（１）の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。この場合において、通知を行う前に生じた事故による保険金については（１）の保険金額の減額は行いません。

第58条（保険契約の更新）

- （１）この保険契約は、次のいずれかに該当する場合を除き、保険期間満了日の翌日を始期とし、保険期間年数をこの保険契約と同一の保険期間年数として更新されるものとします。
 - ① 保険期間満了日の2か月前までに、当会社が、保険契約者に対し、更新を行わない旨を保険契約者の住所に宛てた書面または電磁的方法により通知した場合（注）
 - ② 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者が、当会社に対し、更新を行わない旨を書面または電磁的方法により通知した場合
- （注）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、更新を行わない旨通知することがあります。
 - ア. 第43条（重大事由による保険契約の解除）（１）に規定する事由があると認められる場合
 - イ. 当会社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
 - ウ. 当会社において、この普通保険約款に基づく保険契約の引受方法の変更を行った等の事情により、更新前と同一の内容で引受けができない場合
 - エ. 当会社が、保険契約者または被保険者に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、更新しないこととした場合

- (2) (1)①の場合を除き、当会社は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対し、更新後の保険契約の内容を保険契約者の住所に宛てた書面または電磁的方法により通知します。この場合において、当会社の事業収支を検証した結果、当会社が必要と認めたときは、以下の手続きにより、更新後の保険契約の保険料または保険金額を変更することがあります。
- a. 保険計理人の意見書、事業収支検証報告書に基づき取締役会を招集し決議を行う。
- b. 取締役会の決議に基づき、更新後の契約条件に変更がある場合は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対し、その内容を明記した書面または電磁的方法で保険契約者に通知する。
- (3) この保険契約の保険期間満了日を(1)の規定による更新後の保険契約の保険料払込期日とし、保険契約者は、保険料払込期日までに更新後の保険契約の保険料を払い込まなければなりません。
- (4) 第2条（保険責任の始期および終期）の規定は、更新後の保険契約についても、これを適用します。
- (5) 保険契約者が、更新後の保険契約の始期の属する月の翌月末日までに更新後の保険契約の保険料の払込みを行わなかった場合には、当会社は、保険契約者の住所に宛てた書面または電磁的方法により、更新後の保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定に基づいて、当会社が保険契約を解除した場合、保険契約者が払い込むべき保険料は、更新後の保険契約の保険料から第45条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定を準用して算出した返還保険料に相当する額を控除して得た額とします。ただし、当会社は、この保険料を請求しないことがあります。
- (7) (1)の規定によりこの保険契約が更新された場合は、当会社は、保険更新証を発行・交付しますが、保険契約者との間に、保険証券発行および保険更新証を発行しないことについての合意がある場合は、当会社は電磁的方法で掲示する契約情報の内容をもって替えるものとします。

第59条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの約款および特約に関する義務を負うものとします。

第60条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第61条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金等の支払限度額

保 険 金 等 の 種 類		支 払 限 度 額
1	第5条（家財保険金を支払う場合）の家財保険金	(i) 同条(1)①から⑨までの事故 損害の額
		(ii) 同条(2)の現金の盗難 1回の事故につき30万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		(iii) 同条(2)の預貯金証書の盗難 1回の事故につき300万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
2	第6条（費用保険金を支払う場合）(1)の残存物取片付け費用保険金	残存物取片付け費用の額 ただし、家財保険金の10%を限度とします。
3	第6条（費用保険金を支払う場合）(2)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき10万円（注）に被災世帯の数を乗じて得た額 ただし、家財保険金額の20%を限度とします。 （注）他の保険契約等に1被災世帯あたりの支払額が10万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。
4	第6条（費用保険金を支払う場合）(3)の臨時宿泊費用保険金	1回の事故につき40万円（注）または臨時宿泊費用の実費のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が40万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
5	第6条（費用保険金を支払う場合）(4)の被災転居費用保険金	1回の事故につき40万円（注）または被災転居費用の実費のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が40万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

6	第6条（費用保険金を支払う場合）（5）の盗難転居費用保険金	1回の事故につき40万円（注）または盗難転居費用の実費のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が40万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
7	第6条（費用保険金を支払う場合）（6）のドアロック交換費用保険金	1回の事故につき3万円（注）またはドアロック交換費用の実費のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が3万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
8	第13条（修理費用保険金を支払う場合－その1）（1）①の修理費用保険金	1回の事故につき100万円（注）または修理費用の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
9	第13条（修理費用保険金を支払う場合－その1）（1）②の借戸室専用水道管凍結の修理費用保険金	1回の事故につき30万円（注）または修理費用の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
10	第13条（修理費用保険金を支払う場合－その1）（1）③の取付けガラスの修理費用保険金	1回の事故につき100万円（注）または修理費用の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
11	第13条（修理費用保険金を支払う場合－その1）（1）④の設備に係る修理費用保険金	1回の事故につき100万円（注）または修理費用の額から免責1万円を差し引いた額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
12	第14条（修理費用保険金を支払う場合－その2）（1）の借戸室内での死亡事故による修理費用保険金	1回の事故につき50万円（注）または修理費用の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
13	第18条（遺品整理費用保険金を支払う場合）（1）の遺品整理費用保険金	1回の事故につき50万円（注）または遺品整理費用の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
14	第22条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金	損害の額
15	第27条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金	損害の額
16	第11条（費用の負担）（1）および（3）、第21条（損害防止費用および権利保全行使費用の取扱い）（2）、第24条（損害の範囲）（3）ならびに第29条（損害の範囲）（2）および（3）の費用に係る負担金	費用の額

保険料の口座振替に関する特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用 語		説 明
こうごふりかえ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
していこうざ	指定口座	保険契約者が指定する提携金融機関に設けられた口座をいいます。
ていけいきんゆうきかん	提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ほけんりょうはらいこみきじつ	保険料払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

第2条（特約条項の不適用）

次のいずれかの条件が満たされない場合には、次条以下の規定は、この保険契約に適用しないものとします。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が存在すること
- ② 保険契約締結の際、当会社の定める保険料口座振替依頼手続がなされていること

第3条（保険料の払込み）

- （1）この保険契約においては、保険料の払込みは、保険料払込期日に指定口座から当会社の指定する口座に振り替えることによって行います。
- （2）保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- （3）当会社は、保険契約者の指定口座から引き落とされた日を保険料の払込みがあった日とみなします。
- （4）保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を当会社の指定する期日までに、当会社の指定する方法により払い込まねばなりません。
- （5）保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款第2条（保険責任の始期および終期）（3）の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- （6）保険契約者の故意または重大な過失により保険料が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合を除き、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて（4）および第5条（保険料不払の場合の保険契約の解除）の規定を適用します。

第4条（保険料領収前の保険金支払い）

- （1）被保険者が、保険料の払込み前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まねばなりません。
- （2）（1）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、保険料払込期日までに払い込むことの確約を行った場合で、かつ、当会社がこれを承認したときは、保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- （3）（2）の確約に反して、保険契約者が、保険料の払込みを行わなかった場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

- （1）当会社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面または電磁的方法による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）（1）の規定に基づいて、当会社が保険契約を解除した場合、保険契約者が払い込むべき保険料は、この保険契約の保険料からこの特約条項が付帯された普通保険約款の保険契約者による解除の場合の返還保険料の算出に関する規定を準用して算出した額に相当する額を控除して得た額とします。ただし、当会社は、この保険料を請求しないことがあります。

第6条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険料のクレジットカード支払いに関する特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用 語		説 明
カードはっこうしゃ	カード発行者	クレジットカードを発行し、カード保有者に対して代金決済等のサービスを提供する者をいいます。
カードほゆうしゃ	カード保有者	カード発行者から会員規約等に従ってカードを利用することを条件として、クレジットカードを保有することを認められた者をいいます。
かいいいんきやくとう	会員規約等	クレジットカードの会員規約または利用規定をいいます。
くれじっとカード	クレジットカード	当会社が保険料支払いに利用できるカードとして指定したクレジットカードをいいます。

第2条（特約条項の不適用）

保険契約者がカード保有者と同一でない場合には、次条以下の規定は、この保険契約に適用しないものとします。

第3条（保険料の払込み）

- （1）当会社は、カード発行者に対して、保険料の払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカード会社がオーソリゼーションを行った日に保険料の払込みがあったものとみなします。
- （2）次のいずれかに該当する場合には、（1）の規定は適用しません。
 - ① 当会社がカード発行者から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に定める手続きによってクレジットカードを使用し、カード発行者に対して保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 保険契約者が会員規約等に定めるカード使用に係る手続きを行わない場合
- （3）当会社がカード発行者から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に対して直接その保険料を請求できるものとします。ただし、保険契約者が会員規約等に定める手続きによってクレジットカードを使用し、カード発行者に対して保険料相当額を既に支払っている場合には、当会社は、その支払った保険料相当額については、保険契約者に請求できないものとします。
- （4）保険契約者が、会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、（3）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、（1）の規定を適用します。

第4条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

- （1）第3条（保険料の払込み）（3）の保険料請求に対して、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合には、当会社は、保険契約者に対する書面または電磁的方法による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）（1）の規定に基づいて、当会社が保険契約を解除した場合、保険契約者が払い込むべき保険料は、この保険契約の保険料から、この特約条項が付帯された普通保険約款の保険契約者による解除の場合の返還保険料の算出に関する規定を準用して算出した額に相当する額を控除して得た額とします。ただし、当会社は、この保険料を請求しないことがあります。

第5条（保険料の返還の特則）

この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード発行者から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第3条（保険料の払込み）（4）の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に支払った場合および保険契約者が会員規約等に定める手続きによってクレジットカードを使用し、カード発行者に対して保険料相当額を既に支払っている場合は、当会社は、カード発行者から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして、保険料を返還します。

第6条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険料のコンビニエンス払いに関する特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用 語		説 明
コンビニえんすすとあ	コンビニエンスストア	当会社所定のコンビニエンスストアの収納窓口をいいます。
ほけんりょうはらいこみきじつ	保険料払込期日	この保険契約（更新契約を含みます）の保険期間の開始日の属する月の翌月末日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者と当会社との間に、あらかじめ保険料をコンビニエンスストアで払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

第3条（保険料の払込み）

- （1） 保険契約者は、保険料払込期日までに、保険料の全額をコンビニエンスストアに払い込まなければなりません。
- （2） 当社は、保険契約者がコンビニエンスストアで支払が完了した日を保険料の払込みがあった日とみなします。
- （3） 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を当社の指定する期日までに、当社の指定する方法により払い込まなければなりません。
- （4） 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款第2条（保険責任の始期および終期）（3）の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

第4条（保険料領収前の保険金支払い）

- （1） 被保険者が、保険料の払込み前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （2） （1）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、保険料払込期日までに払い込むことの確約を行った場合で、かつ、当社がこれを承認したときは、保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- （3） （2）の確約に反して、保険契約者が、保険料の払込みを行わなかった場合には、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当社は、保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、この保険契約は初めから成立しなかったものとして取り扱います。（更新契約については、更新しなかったものとして取り扱います。）

第6条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険料のペイジー払いに関する特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用 語		説 明
ペイジー	ペイジー	「Pay-easy」マークが貼付されている金融機関 ATM またはインターネットバンキングでのお支払いをいいます。インターネットバンキングの場合は各金融機関にて口座開設、ログイン ID 取得の手続きが必要となります。
ほけんりょうはらいこみきじつ	保険料払込期日	この保険契約（更新契約を含みます）の保険期間の開始日の属する月の翌月末日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者と当社との間に、あらかじめ保険料をペイジーで払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

第3条（保険料の払込み）

- （1） 保険契約者は、保険料払込期日までに、保険料の全額をペイジーで払い込まなければなりません。
- （2） 当社は、保険契約者がペイジーで支払が完了した日を保険料の払込みがあった日とみなします。
- （3） 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を当社の指定する期日までに、当社の指定する方法により払い込まなければなりません。
- （4） 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款第2条（保険責任の始期および終期）（3）の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

第4条（保険料領収前の保険金支払い）

- （1） 被保険者が、保険料の払込み前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （2） （1）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、保険料払込期日までに払い込むことの確約を行った場合で、かつ、当社がこれを承認したときは、保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- （3） （2）の確約に反して、保険契約者が、保険料の払込みを行わなかった場合には、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当社は、保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、この保険契約は初めから成立しなかったものとして取り扱います。（更新契約については、更新しなかったものとして取り扱います。）

第6条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保証業者扱特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用 語		説 明
しゅうきんしゃ	集金者	当会社との間で、保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。
しゅうきんび	集金日	保険契約者がこの保険契約の保険料を集金者を經由して支払う場合のその支払を行うと約定した日をいいます。
しゅうきんふのうじはらいこみきじつ	集金不能時払込期日	集金者による保険料の集金が不能となった場合において、この特約条項の規定により、保険契約者が当会社に直接未払込保険料（注）を支払うべき期日をいいます。 （注）保険料を一時払いとした場合は、未払込のその保険料をいい、一時払い以外の場合には、この保険契約において支払うべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。
しょかいほけんりょう	初回保険料	この保険契約において約定した第1回目に支払うべき保険料をいい、保険料を一時払いとした場合のその保険料を含みます。

第2条（特約条項の適用等）

- 次のいずれかの条件が満たされない場合には、次条以下の規定は、この保険契約に適用しないものとします。
 - ① 保険契約者がこの保険契約の保険料をこの特約条項に従い集金者を經由して支払うことに同意していること
 - ② 集金者がこの保険契約の締結を認めていること
- 保険契約者が初回保険料を集金者を經由して支払う場合には、この特約条項により、普通保険約款第2条（保険責任の始期および終期）
- （3）の保険料領収前に生じた事故による損害に対して当会社が保険責任を負わない旨の規定は、適用しません。

第3条（保険料の払込み）

- （1）保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結時に定めた回数および金額により払い込むものとします。
- （2）保険契約者は、保険料を集金者を經由して払い込まなければなりません。
- （3）当会社は、保険契約者が集金者に支払った日を保険料の払込みがあった日とみなします。

第4条（保険契約の解約）

普通保険約款第45条（保険料の返還－解除の場合）の規定を適用します。

第5条（集金不能となった場合の保険料の払込み）

- （1）次表の左欄のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれ右欄に規定する時をもって、第3条（保険料の払込み）の規定は、適用しないものとします。この場合、当会社は、遅滞なく、保険契約者に宛てた書面または電磁的方法をもって、この旨を通知します。

事 実	この特約条項の規定の適用を止める時
当会社と集金者の間の集金契約が解除されたこと	集金契約の解除の時より後に最初に到来する集金日
集金者が保険契約者からの集金業務を止め、当会社にその旨を通知したこと	集金業務を止めた旨の集金者からの通知が当会社に到達した時より後に最初に到来する集金日

- （2）（1）の場合、保険契約者は、（1）の通知を行った日の属する月の翌月末日を集金不能時払込期日とし、この日までに、この保険契約の未払込保険料（注）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この保険料の払込みを行う前に、被保険者が保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は未払込保険料（注）の全額を当会社に払い込まなければなりません。
（注）保険料を一時払いとした場合は、未払込のその保険料をいい、一時払い以外の場合には、この保険契約において支払うべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。
- （3）保険契約者が、（2）の保険料を集金不能時払込期日までに支払わなかった場合には、当会社は、1か月間の期限を定めて（2）の保険料についてその支払いを督促するものとします。この場合において、督促後1か月を経過した時までに保険契約者が保険料の支払いを怠ったときは、当会社は、督促後1か月を経過した時をもってこの保険契約を解除します。
- （4）当会社が（3）の規定に基づいてこの保険契約を解除した後は、その解除の時より後に生じた事故による損害に対して、当会社は、保険金を支払いません。

第6条（保険契約更新時の取扱い）

第5条（集金不能となった場合の保険料の払込み）（1）の規定によりこの特約条項の規定の適用を止めた後に普通保険約款の保険契約の更新に関する規定によりこの保険契約が更新される場合、当会社が保険契約者に宛てた更新後の保険契約の内容を通知した書面または電磁的方法の記載にかかわらず、更新後の保険契約には、この特約条項は適用されないものとします。

第7条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

法人等契約の被保険者に関する特約条項

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用 語		説 明
きよじゅうじゅうぎよういんとう	居住従業員等	保険契約者である法人等（注１）の役員または従業員で、居住用戸室（注２）に居住している者をいいます。 （注１）法人等には、個人事業主を含みます。 （注２）居住用戸室とは、保険証券記載の建物または住戸室をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

居住従業員等がいる場合で、保険契約にこの特約が付帯されているときに適用されます。

第3条（被保険者およびその範囲）

- （１）この特約が適用される保険契約においては、普通保険約款第３条（被保険者の範囲）①の「保険証券記載の被保険者」は、居住従業員等とします。
- （２）この保険契約に適用される他の特約において、被保険者に関する規定がある場合の「保険証券記載の被保険者」は、居住従業員等とします。
- （３）１保険契約者は１００件まで保険契約をすることができますが、同一の役員または従業員は１戸室の被保険者にしかなることはできません。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険証券発行および保険更新証省略に関する特約条項

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券および保険更新証を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券および保険更新証の不発行）

- （１）当会社は、この特約により、この保険契約の保険証券および保険更新証を発行しません。ただし、保険契約者が保険証券および保険更新証を希望された場合は、いつでも保険証券および保険更新証を発行します。
- （２）当会社は、この保険契約の保険契約内容として電磁的方法により提供した事項を、保険証券および保険更新証の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を適用します。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

ご契約にあたってのご注意

- このリーフレットは賃貸住宅総合保険の概要を説明したものです。ご契約の際には、「重要事項説明書」を必ずご一読ください。
詳しくは「約款」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。
また、ご不明な点がある場合には当会社・取扱代理店までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、このリーフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。
- この保険契約の家財保険金額は、「お奨め簡易評価（借用戶室の広さ）」を参考に、過不足のない保険金額を設定してください。
【保険金額設定の留意事項】
 - 保険金額が実際の家財価額や修理に必要な金額より少ない場合、損害の一部が自己負担となる可能性があります。
 - 保険金額を実際より過大に設定しても、支払われる保険金が増えることはありません。
 - 契約の適正性を確保するため、契約締結時に申込書（Web 申込画面）に記載の保険金額を必ずご確認ください。
 - 引受保険金額の上限を超えないようにするため、同一の被保険者について、複数の契約は引き受けられません。
- この保険契約の被保険者（入居者本人）または被保険者（入居者本人）と同居する方が、この保険と同一の損害を補償する他の保険契約等を契約している場合には必ずお申出ください。
（他の保険契約が当会社の契約の場合、重複してご加入できない場合があります。）
- この保険契約はご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に当会社の承認が必要ですのでご相談ください。
- 取扱代理店は当会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代行業務を行っています。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約は当会社と直接締結されたものとなります。
- 事故が起きた時、または退去などご契約内容に変更が生じた時は、遅延なく取扱代理店または当会社までご連絡ください。

<保険に関する相談・お引越しや解約のご連絡は>

ふれんず少額短期保険株式会社 お客様コールセンター

電話 092 (292) 7351

【受付時間】 平日 9：00～17：00（土日・祝日・夏季・年末年始の休業期間を除く）

<事故発生のご連絡は>

ふれんず少額短期保険株式会社のホームページの「契約者さま専用ページ」より、事故のご連絡を行うことができます。

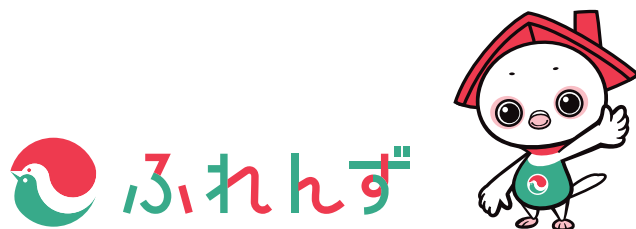
また、下記のフリーダイヤルにて事故のご連絡を受け付けております。

事故センター：電話 0120 (256) 153

【受付時間】 24時間 365日受付

MEMO

このしおりは大切に保管ください。



お問い合わせ先（取扱い代理店）

Blank box for contact information.

●取扱い代理店は、当会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行等の代理業務を行っております。したがって取扱い代理店との間で有効に成立した保険契約は当会社と直接契約されたものとなります。

お申し込み・お問い合わせ



ふれんず少額短期保険株式会社

福岡財務支局長（少額短期保険）第7号

〒812-0054
福岡県福岡市東区馬出一丁目13番10号
TEL：092-292-7350 / FAX：092-292-7301
メール：f-syoutan@f-takken.com
ホームページ：https://f-takken.com/syoutan



ホームページ